

目 次

(参考資料1) 「地方公営企業法の適用に関する研究会」での検討経緯 1

(参考資料2) 「地方公営企業法の適用に関する研究会」開催要項 2

(参考資料3) 「法適化に関する簡易水道事業・下水道事業調査チーム」概要 . . . 5

(参考資料4) 地方公営企業制度の概要 6

(参考資料5) 地方公営企業会計制度等の見直しの全体像 8

(参考資料6) 「地方公営企業法の適用に関する調査研究会」報告書のポイント . 9

(参考資料7) 財務規定等適用の意義 10

(参考資料8) 各事業への財務規定等適用に関する検討課題 14

(参考資料9) 簡易水道事業・下水道事業への財務規定等の適用について . . . 36

地方公営企業法の適用に関する研究会での検討経緯

第1回研究会（7月4日）

- ・ 法適化をめぐる現状と課題
- ・ これまでの研究会における論点整理
- ・ 各事業の概要
- ・ 地方公共団体向けアンケートの説明

第2回研究会（8月6日）

- ・ 地方公営企業法の適用に係る主な検討課題
- ・ 地方公共団体への意見調査結果
- ・ 財務規定等の適用の意義・効果
- ・ 事業毎の検討課題

第3回研究会（9月3日）

- ・ 適用すべき事業の範囲
- ・ 小規模事業の取扱い・配慮

「法適化に関する簡易水道事業・下水道事業調査チーム」

- ・ 第1回会合（10月29日）
地方公営企業法の適用範囲の拡大の概要、これまでの研究会で出された主な意見、各事業における法適化の意義・必要性について（簡易水道・下水道事業） 等
- ・ 第2回会合（11月29日）
地方公営企業法の適用範囲の拡大の意義、各省から提出された課題とそれに対する対応案の概要 等
- ・ 第3回会合（12月24日）
法適化に関する簡易水道事業・下水道事業調査チーム報告書（案） 等

第4回研究会（1月21日）

- ・ 法適用の意義
- ・ 課題に対する対応
- ・ 法適用の必要性（簡易水道事業・下水道事業）
- ・ 小規模事業への対応

第5回研究会（3月11日）

- ・ 報告書（案）

「地方公営企業法の適用に関する研究会」開催要綱

1 趣旨目的

地方公営企業会計制度については、地方公営企業会計制度研究会報告書（平成 21 年 12 月）において今後の見直しにあたっての基本的考え方が報告されている。

これを受け、総務省においては、資本制度の見直し、会計基準の見直しを行うことにより、公営企業を取り巻く環境が著しく変化する中において、引き続き公営企業が住民サービスを安定的に提供するための環境整備を行ってきたところである。そのように整備された会計制度をどの範囲の事業に適用させるべきか、残された課題である財務適用範囲の拡大については、平成 24 年度自治総合センターにおいて開催された調査研究会においても、メリット及び課題等の整理とともに、その検討の必要性が提言されている。

これらの報告等を踏まえ、本研究会では、専門的かつ優れた見識を有する者により、今後の地方公営企業法の適用に関する検討を行うことを目的とする。

2 名称

本研究会は、「地方公営企業法の適用に関する研究会」（以下、「研究会」という。）と称する。

3 構成員

別紙委員名簿のとおりとする。

4 運営

- (1) 研究会に、座長 1 人を置く。
- (2) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (3) 座長は、不在の場合など必要の都度、これを代行する者を指名することができる。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (5) 座長は、必要があると認めるときは、研究会を公開しないものとするができるが、その場合には、研究会終了後、必要に応じブリーフィングを行うこととする。
- (6) 研究会終了後、配付資料を公表する。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表する。
- (7) 上記要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

5 開催日程

平成 25 年 7 月から開催する。

6 その他

本研究会の庶務は、自治財政局公営企業課において処理する。

地方公営企業法の適用に関する研究会 委員名簿

(敬称略、委員は五十音順)

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 江戸川 泰路 | 新日本有限責任監査法人
パートナー 公認会計士 |
| 遠藤 誠作 | 北海道大学大学院公共政策学研究センター研究員 |
| 柿崎 平 | 日本総合研究所 部長兼上席主任研究員 |
| 菊池 明敏 | 岩手県北上市上下水道部上水道課長 |
| 小西 砂千夫 | 関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部
教授 |
| 小室 将雄 | 有限責任監査法人トーマツ 公認会計士 |
| 鈴木 勲 | 地方公営企業連絡協議会副会長
浜松市水道事業及び下水道事業管理者 |
| 鈴木 豊 | 青山学院大学名誉教授
東京有明医療大学客員教授 |
| 古谷 義幸 | 神奈川県秦野市長 |
| 山崎 一雄 | 北海道虻田郡京極町長 |

〔1. 趣旨目的〕

- 総務省では、平成25年7月より、「地方公営企業法の適用に関する研究会」を開催し、今後の地方公営企業法の適用範囲の拡大に向けて検討を行ってきた。
- 法適用範囲の拡大は、インフラ更新対策といった現下の課題のほか、公営企業の持続的で戦略的な経営に有効であり、着実に推進する必要がある。
そのため、事業の性質や地方公共団体への負担、実施可能性等を踏まえて、当面法適用範囲を拡大する事業を検討していく必要があり、主立った事業の実態を把握し、法適化の意義・必要性・課題を確認する。
- このため、財政規模に比して投資額が大きく、企業数が多く広く事業が実施されている簡易水道事業及び下水道事業について、各事業の有識者、関係省庁からなる調査チームを設置し、事業の実情を踏まえた検討を行った。

〔2. 検討内容〕

- ・ 事業に即した法適用の意義
- ・ 事業に即した法適用の課題と対応策
- ・ 法適用の範囲

〔3. メンバー〕

- ・ 鈴木 豊
(地方公営企業法の適用に関する研究会座長(青山学院大学名誉教授、東京有明医療大学客員教授))
- ・ 小室 将雄
(地方公営企業法の適用に関する研究会委員(有限責任監査法人トーマツ 公認会計士))
- ・ 関係省庁
(厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、総務省(事務局))

〔4. 開催実績〕

平成25年10月29日:第1回会合
11月29日:第2回会合
12月24日:第3回会合

1. 企業としての性格(地方公営企業法(以下、「法」という。)第2条、第3条)

- ◆ 地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業。
事業例: 上・下水道、病院、交通、ガス、電気、工業用水道、地域開発(港湾、宅地造成等)、観光(国民宿舎、有料道路等)
- ◆ 一般行政事務に要する経費が権力的に賦課徴収される租税によって賄われるのに対し、公営企業は、提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持される。

2. 管理者(法第7条～第16条)

- ◆ 企業としての合理的、能率的な経営を確保するためには、経営の責任者の自主性を強化し、責任体制を確立する必要があることから、地方公営企業の経営組織を一般行政組織から切り離し、その経営のために独自の権限を有する管理者(任期4年)を設置。
- ◆ 管理者は地方団体を代表(ただし、地方債の借入れ名義は、地方団体の長)。

3. 職員の身分取扱(法第36条～第39条)

- ◆ 人事委員会を置く地方公共団体については、職階制の採用が義務づけられているのに対し、企業職員については、その実施は任意。
- ◆ 給与については、職務給(職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずる)であることに加え、能率給(職員の発揮した能率を考慮)であることを要する。
- ◆ 人事委員会は、企業職員の身分取扱いについては、任用に関する部分を除き、原則として関与しない。
- ◆ 企業職員には、団体交渉権が認められている。
- ◆ 給与、勤務時間その他の勤務条件については公営企業の管理運営に属する事項を除き、団体交渉の対象とし、労働協約を締結できる。

4. 財務(法第17条～第35条)

- ◆ 事業ごとに経営成績及び財務状態を明らかにして経営すべきものであることに鑑み、その経理の事業ごとに特別会計を設置。
- ◆ その性質上公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及びその公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが困難である経費については、地方団体の一般会計又は他の特別会計において負担。(それ以外の経費については、公営企業の経営に伴う収入をもって充てる。)

5. 会計(法第20条、第30条)

- ◆ 企業会計方式をとっており、以下の点等において官公庁会計方式と相違。
 - ・官公庁会計方式が現金主義会計、単式簿記を採っているのに対し、公営企業会計では発生主義会計、複式簿記を採用。
 - ・損益計算書、貸借対照表等の作成を義務付け。

【参照条文】

地方財政法第5条 (地方債の制限)、第6条 (公営企業の経営)

- 第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもってその財源とすることができる。
- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下「公営企業」という。)に要する経費の財源とする場合
 - 二～五 (略)

- 第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入(第五条の規定による地方債による収入を含む。)をもってこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもってこれに充てることができる。

地方財政法施行令第46条 (公営企業)

- 第四十六条 法第六条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。
- 一 水道事業
 - 二 工業用水道事業
 - 三 交通事業
 - 四 電気事業
 - 五 ガス事業
 - 六 簡易水道事業
 - 七 港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)
 - 八 病院事業
 - 九 市場事業
 - 十 と畜場事業
 - 十一 観光施設事業
 - 十二 宅地造成事業
 - 十三 公共下水道事業

地方公営企業法第2条（この法律の適用を受ける企業の範囲）

第二条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

- 一 水道事業（簡易水道事業を除く。）
- 二 工業用水道事業
- 三 軌道事業
- 四 自動車運送事業
- 五 鉄道事業
- 六 電気事業
- 七 ガス事業

2 前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第十七条から第三十五条まで、第四十条から第四十一条まで並びに附則第二項及び第三項の規定（以下「財務規定等」という。）は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。

3 前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）又は広域連合（以下「広域連合」という。）にあつては、規約）で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

I 資本制度の見直し

改正済(※1)
(H24.4.1から適用)

※1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次一括法)
(平成23年法律第37号)により地方公営企業法を改正

II 地方公営企業会計基準の見直し

改正済(※2)
(H26予決算から適用)

※2 地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令(平成24年政令第20号)により地方公営企業法施行令等を改正

○ 会計基準の見直し

- 1 借入資本金
- 2 補助金等により取得した固定資産の償却制度等
- 3 引当金
- 4 繰延資産
- 5 たな卸資産の価額
- 6 減損会計
- 7 リース取引に係る会計基準
- 8 セグメント情報の開示
- 9 キャッシュ・フロー計算書
- 10 勘定科目等の見直し
- 11 組入資本金制度の廃止(資本制度の見直しの積み残し)

○ 会計変更に伴う経過措置等

III 財務規定等の適用範囲の拡大等

本研究会で検討

- 簡易水道事業・下水道事業等への財務規定等の適用拡大

- 地方公営企業は、事業・施設の普及拡大の時代からインフラ更新需要を踏まえた維持管理という経営の時代への転換期
- 地方公営企業法の財務規定等の適用には、適切な更新計画の策定、料金算定の適正化、経営効率化とサービス向上等のメリットがあることから、今後、財務規定等の適用範囲の拡大について引き続き検討を進めることが必要

1 はじめに

- ・ 現行の公営企業法が概ね確立された昭和41年以降、閣議決定等において、地方公営企業法適用範囲の拡大の方向が示されてきた

2 地方公営企業会計を巡る環境の変化と財務規定等の適用範囲の拡大の必要性

- ・ 地方公営企業は、事業・施設の普及拡大の時代から、維持管理という経営の時代に入り、経営判断の基礎となる会計の見直しが必要

3 地方公営企業法の財務規定等の主な内容・期待される効果

<財務規定等の主な内容>

- ・ 発生主義・複式簿記の採用、損益取引と資本取引の区分、経営成績と財政状況の早期把握
- ・ 弾力的な予算管理、機動的な資産管理

<期待される効果>

- ・ ストック情報の的確な把握により、適切な更新計画の策定が可能に
- ・ 使用料対象原価と的確な減価償却費の明確化による料金の適正化
- ・ 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
- ・ 住民や議会によるガバナンスの向上

4 国等によるこれまでの取組状況

- ・ 国等は、地方公営企業法の適用を推進するため、これまで、マニュアル・事例集の作成、アドバイザー派遣、地方財政措置等により支援

5 法適化に当たっての課題と対応

- ・ 地方公営企業会計に通じた職員の育成・確保への支援が重要
- ・ 財務諸表を分析し経営方針の策定やマネジメントに活用できる人材の育成・確保が重要
- ・ 地方公営企業法適用に向けた移行のための財源確保が必要
- ・ 資産評価に一定の労力や時間を要することに留意が必要

6 法適用の対象範囲の拡大の検討

- ・ 昭和41年時点で財務規定等が当然適用されていない理由の整理が現在も妥当なものであるかどうか、検証が必要
- ・ 地方公営企業法の適用範囲の拡大を検討する際には、地方財政法による特別会計設置義務との関係、経費回収率との関係、各事業の特性との関係、団体の規模との関係について検討を深める必要

7 おわりに

- ・ 本研究会での整理を踏まえ、今後、財務規定等の適用範囲の拡大の議論がさらに深められることが強く望まれる

報告書については、(財)自治総合センターHP (<http://www.iichi-soqo.jp/wp/wp-content/uploads/2013/04/24-07houkokusho.pdf>) 参照。

財務規定等適用の意義

- ①ストック情報の的確な把握により適切な更新計画の策定が可能に
②損益情報の的確な把握により適切な経営計画の策定が可能に

参考資料7

- 複式簿記の導入により、資産・負債・資本・収益・費用の五面から企業の状態を把握することが可能
- 減価償却累計額の勘定科目が導入され、施設の状態(老朽化等)の的確な把握が可能となり、適切な更新計画の策定が可能に
- 加えて、減価償却費、引当金繰入等の非現金支出の勘定科目が導入されることにより、損益情報の的確な把握が可能となり、費用及び料金を含む収益の適正水準を踏まえた適切な経営計画の策定が可能に

現金主義

・現金の収入及び支出の事実に基づいて経理記帳
→現金支出を伴わない減価償却費等の把握が必ずしも行われないため、正確な損益計算をしづらい

単式簿記

・貨幣・財貨等のフローのみを示す
・自己検証機能なし

財務規定の適用

発生主義

・収益・費用を発生したタイミングで計上
→使用料対象原価に算入すべき減価償却費・各種引当金繰入を示すことで、適切な期間損益計算が可能に

複式簿記

・資産・負債・資本の三面からストックを示し、収益・費用の二面からフローを示す
・自己検証機能あり

財務規定等適用の意義

- ③経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
④住民や議会によるガバナンスの向上

③経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上

経営の自由度の向上により、住民ニーズへの迅速な対応や弾力的な資産の活用が可能となり、経営の効率化とサービスの向上が期待できる

経営の自由度向上

- ・予算に拘束されない弾力的な支出 (24条3項)
- ・効率的・機動的な資産管理 (33条、40条、地公企令26条の5)

④住民や議会によるガバナンスの向上

比較可能で財務状況を把握しやすい会計の採用、開示の充実により、住民や議会によるガバナンスの向上が期待できる。

比較可能で財務状況を把握しやすい会計

- ・発生主義の採用 (20条1項)
- ・複式簿記の導入 (20条2項)
- ・資本取引と損益取引の区分 (20条3項)

開示の充実

- ・決算の早期化 (30条)

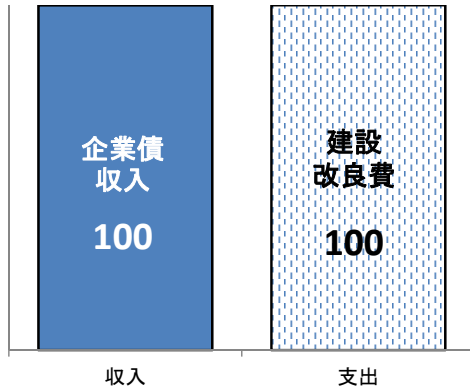
【参考】インフラ型事業における地方公営企業法の財務規定適用前の決算書

○資産・負債のストック管理に着目

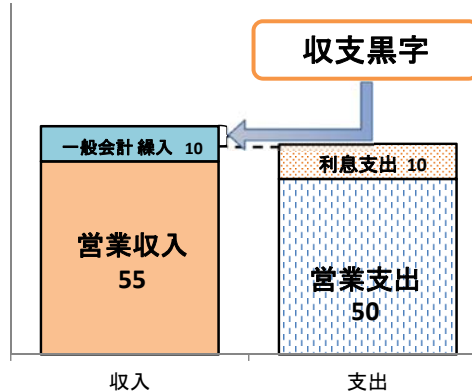
前提条件(各年度の取引)

- ・N年度: 企業債100を財源として、施設100を建設(耐用年数10年、残存価額0)
- ・N+1年度: 営業収入55、一般会計繰入10、営業支出50、企業債利息支出10
- ・N+2年度: 営業収入55、一般会計繰入10、営業支出50、企業債利息支出10、企業債の一部(10)を償還

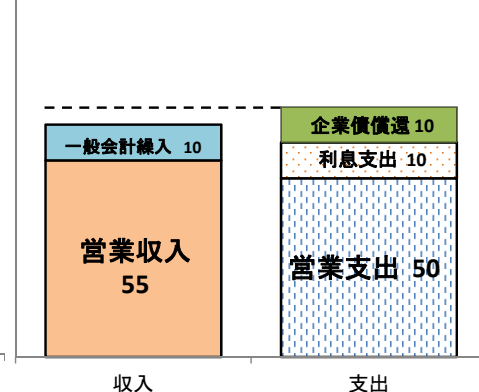
①N年度



②N+1年度



③N+2年度



(ポイント)

- ・施設や企業債といった資産・負債の実態を把握することが困難。
- ・非現金支出費用の減価償却費を把握することができず、適切な期間損益計算ができない。

【参考】インフラ型事業における地方公営企業法の財務規定適用後の決算書

前提条件(各年度の取引)

- ・各年度の取引: 適用前の条件に同じ。
- (N+1、N+2各年度の減価償却費は10となる。(施設100:耐用年数10年、残存価額0))

①N年度

〔貸借対照表〕

固定資産(施設) 100	固定負債(企業債) 100
-----------------	------------------

資産・負債総額を把握できる。

〔損益計算書〕 計上なし

②N+1年度

〔貸借対照表〕

固定資産(施設) 90	固定負債(企業債) 90
流動資産(現金) 5	流動負債(企業債) 10
	利益剰余金 Δ5

〔損益計算書〕

営業費用 50 減価償却費 10 支払利息 10	営業収益 55
当期純損失 Δ5	一般会計繰入 10

※この時点で、費用回収できていないことが明らかになる。

③N+2年度

〔貸借対照表〕

固定資産(施設) 80	固定負債(企業債) 80
	流動負債(企業債) 10
	利益剰余金 Δ10

〔損益計算書〕

営業費用 50 減価償却費 10 支払利息 10	営業収益 55
当期純損失 Δ5	一般会計繰入 10

(ポイント)

- ・施設や企業債といった資産・負債の実態を把握することができる。
- ・非現金支出費用の減価償却費が計上され、適切な期間損益計算が可能となる。
- ・別途、キャッシュ・フロー計算書も作成されるため、資金の流れも把握可能である。

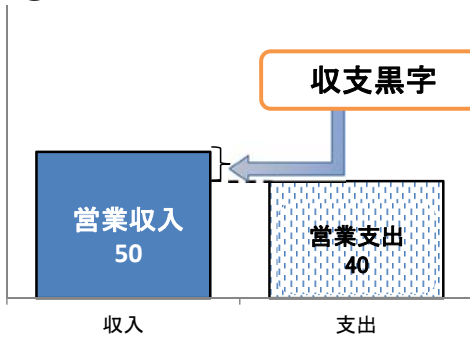
【参考】サービス提供型事業における地方公営企業法の財務規定適用前の決算書

○引当金の計上に着目

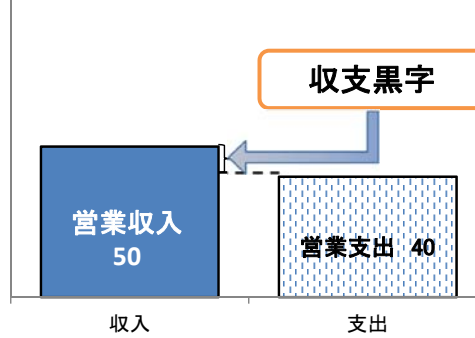
前提条件(各年度の取引)

- ・N年度: 営業収入50、営業支出40
- ・N+1年度: 営業収入50、営業支出40
- ・N+2年度: 営業収入50、営業支出40、退職金支出60

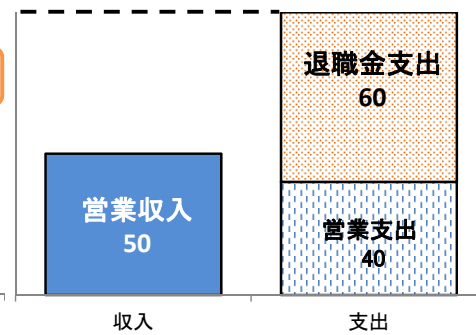
①N年度



②N+1年度



③N+2年度



(ポイント)

- ・将来負担すべき退職金の引当額が明らかとならない。
- ・退職金支出について、退職時に支出が計上されるのみで、各年度の収入で負担すべき退職金の費用負担額が明らかとならない。

【参考】サービス提供型事業における地方公営企業法の財務規定適用後の決算書

前提条件(各年度の取引)

- ・各年度の取引: 適用前の条件に同じ。
- ・N年度当初BS 流動資産: 50、利益剰余金: 50
- ・N、N+1年度: 退職給付引当金繰入額20
- ・N+2年度: 退職給付費20、退職金の支払60

①N年度

〔貸借対照表〕

流動資産 (現金預金) 60	固定負債 (退職給付引当金) 20
	利益剰余金 40

②N+1年度

〔貸借対照表〕

流動資産 (現金預金) 70	固定負債 (退職給付引当金) 40
	利益剰余金 30

③N+2年度

〔貸借対照表〕

流動資産 (現金預金)20	利益剰余金20
------------------	---------

将来の
退職負担が明確

〔損益計算書〕

営業費用 40 退職給付引当金繰入 20	営業収益 50
当期純損失△10	

〔損益計算書〕

営業費用 40 退職給付引当金繰入 20	営業収益 50
当期純損失△10	

〔損益計算書〕

営業費用 40 退職給付費 20	営業収益 50
当期純損失△10	

(ポイント)

※この時点で、費用回収できていないことが明らかになる。

- ・将来の退職金に備えた引当額が明確となる。
- ・退職金の費用負担が各年度に配分されるため、各年度の適切な期間損益計算が可能となる。
- ・別途、キャッシュ・フロー計算書も作成されるため、資金の流れも把握可能である。

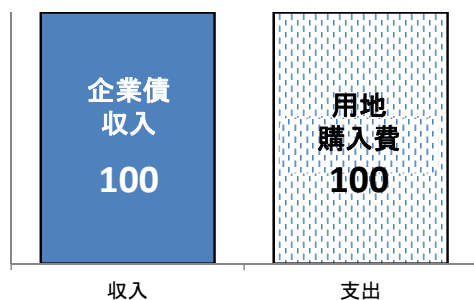
【参考】宅地造成事業における地方公営企業法の財務規定適用前の決算書

○適切な期間損益計算に着目

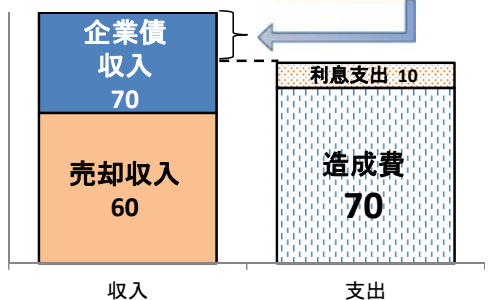
前提条件(各年度の取引)

- ・N年度: 企業債100を財源として、土地100を購入
- ・N+1年度: 企業債70により土地70を造成、企業債利息支出10、土地の一部(原価50)を売却し、売却代金60を受領。
- ・N+2年度: 企業債利息支出20、N+1年度に売却した部分以外の全ての土地を売却し、売却代金90を受領、他会計繰入金50を受領し、企業債170を償還。(※事業廃止とし、会計閉鎖を行うため、企業債等については全額償還。)

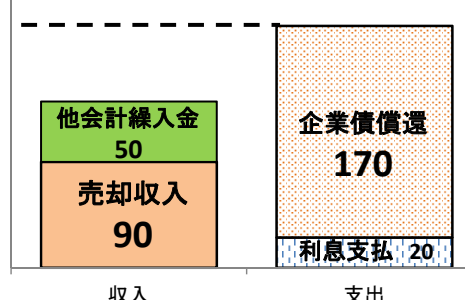
①N年度



②N+1年度



③N+2年度



(ポイント)

- ・ 造成費支出は支出した年度に計上し、売却収入は収入があった年度に計上するため、売却損益が不明確。
- ・ 未売却土地や企業債残高といった資産・負債の状況が不明確。

【参考】宅地造成事業における地方公営企業法の財務規定適用後の決算書

前提条件(各年度の取引)

- ・各年度の取引: 適用前の条件に同じ。
- ・N+1年度: 土地の時価下落により、20の評価損を計上。

①N年度

〔貸借対照表〕

流動資産 (販売用土地) 100	固定負債(地方債) 100
------------------------	------------------

〔損益計算書〕

計上なし

②N+1年度

〔貸借対照表〕

流動資産(現金) 50	流動負債(地方債) 170
流動資産(販売用土地) 100	繰越欠損金 $\Delta 20$

〔損益計算書〕

売上原価 50	土地売上 60
土地評価損 20	
支払利息 10	
当期純損失 $\Delta 20$	

③N+2年度

〔貸借対照表〕

計上なし

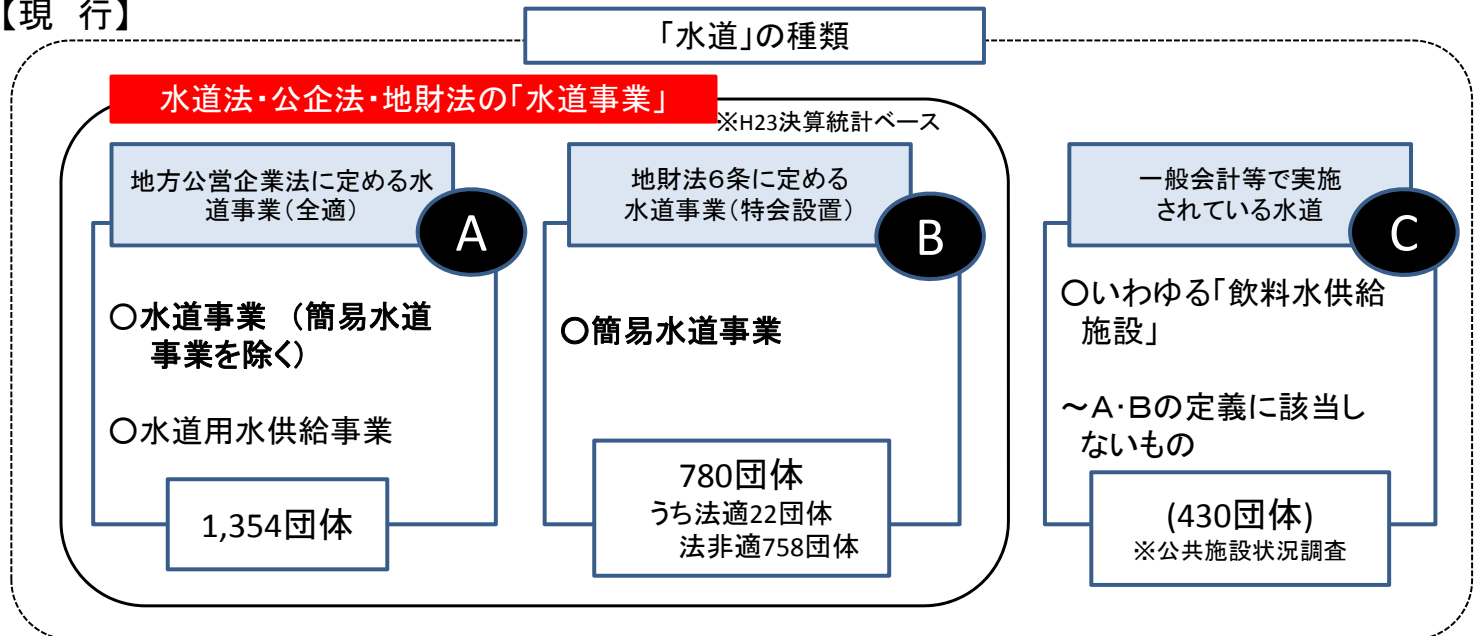
〔損益計算書〕

売上原価 100	土地売上 90
支払利息 20	他会計繰入金 50
当期純利益 20	

(ポイント)

- ・ 造成費は売却した年度に費用化するため、売却損益が明確。
- ・ 未売却土地や企業債といった資産・負債の状況が明確。また、棚卸資産が時価評価される。
- ・ 別途、キャッシュ・フロー計算書も作成されるため、資金の流れも把握可能である。

【現 行】



【参考】水道法（抄）

第3条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを除く。

3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が五千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

4 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。（以下、略）

簡易水道事業における検討課題①

1. 財務規定を適用するメリット

- ストック情報の的確な把握により、適切な更新計画の策定が可能に
- 損益情報の的確な把握により適切な経営計画の策定が可能に
- 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
- 住民や議会によるガバナンスの向上

2. 留意点

① 厚労省の補助金との関係で、平成28年度までに水道事業の統合が推進されていることについてどう考えるか。

(参考)

平成23年度において、全国の簡易水道事業者に平成28年度末時点で存続する法非適簡水の事業数を調査した結果は以下のとおり。

事業数 ㉒ 769事業 ⇒ ㉘ 522事業（3割減）

簡易水道事業における検討課題②

② 簡易水道事業の事業規模についてどう考えるか。

- ・事業規模平均(86百万円)を含む「50百万円～100百万円」の区分までで全体の7割強を占める。
- ・(最大)山梨県北杜市 (最小)福島県南相馬市。

(H23決算)

(単位:百万円)

区 分	団体数				事業規模 (合計)	事業規模 (平均)	事業規模別団体数					最大 事業規模	最小 事業規模	
	都道府県	指定都市	市町村	一部事務 組合			～10百万円	10百万円～ 50百万円	50百万円～ 100百万円	100百万円～ 300百万円	300百万円～ 500百万円			500百万円～
簡易水道事業	1	5	768	3	66,866	86	107	246	207	178	36	3	1,072	0.036

※事業規模:「営業収益」-「受託工事収益」

※全780事業のうち、事実上、事業を行っていない等の理由により23年度中に営業収益が生じていない3事業は、集計から除外している。

【簡水実施団体における上水道事業の実施状況】

- ・上水道のある団体は、簡水の法適化にあたり、そのノウハウ等の活用が可能であるが、全体の55%程度

- ・上水道のある団体: 416団体(54.9%)
- ・上水道のない団体: 342団体(45.1%)

③ 一般会計等において実施しているものについてどう考えるか。

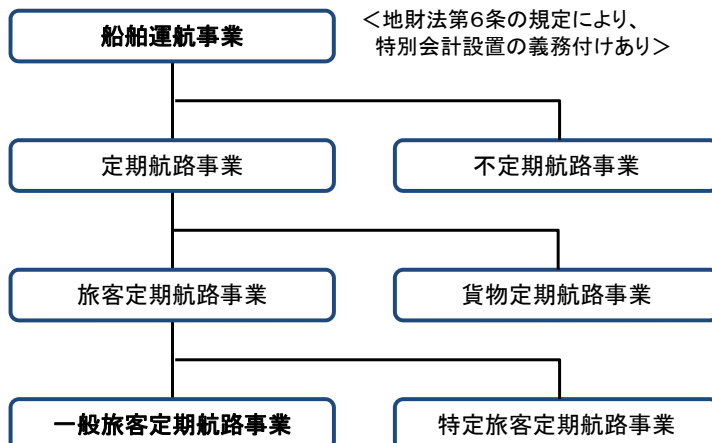
- ・抽出調査(66団体)を行ったところ、約4割が一般会計で実施しており、無料としている場合もあったところ。※約5割は、団体の判断で上水・簡水の一部として実施
- ・一般会計で実施している理由は、「人口が極めて少なく料金収入による運営が困難」とするものが多い状況。

地方公共団体の行う船舶運航事業について

【現 行】

海上運送法上の「船舶運航事業」

- 海上において船舶により人又は物の運送をする事業で港湾運送事業以外のもの。
- 現在、地方公営企業により実施されている事業は、13人以上の旅客定員を有する船舶により、定期的に、不特定の者の需要に応じて運航を行う「一般旅客定期航路事業」であり、46団体が実施。



<事業数(平成24年3月31日時点)>

	法適用	法非適用	計
都道府県	-	-	-
指定都市	-	2	2
市	4	19	23
町 村	2	17	19
一部事務組合	1	1	2
計	7	39	46

船舶運航事業における検討課題①

1. 「船舶運航事業」の範囲

- 地財法第6条に基づく指定事業として政令には「交通事業」とのみ規定され、決算統計において「交通事業のうち船舶運航事業」と整理

2. 財務規定を適用するメリット

- 任意に法適用を実施している7事業(全部適用3事業、財務適用4事業)について、調査を実施したところ、以下のように法適用のメリットを活用

- ・期間損益計算が適切になされる結果、使用料対象原価が明確に算定できる
- ・市民や議会に対し、財政状況の説明が容易であり、説明責任を果たすことができる
- ・所有する施設や設備等の固定資産の管理状況を基に、中長期的な観点から計画的な維持管理や改築更新ができる
- ・経営状況の明確化や独立採算制の原則により、職員の意識が高まり、経営効率の向上につながる
- ・現在では既に定着している地方公共団体における連結決算の策定等、地方公会計改革の方向性を先取りした取り組みにより、船舶事業の財政規律の向上につながるとともに、本市全体の財政健全化にも寄与している

(参考)任意適用の船舶運航事業

団 体 名		適用年月日	適用区分
鹿児島県	鹿児島市	S51. 4. 1	全部適用
長崎県	平戸市	S47. 4. 1	財務適用
愛知県	西尾市	S45. 4. 1	全部適用
沖縄県	伊平屋村	S44. 7. 1	財務適用
沖縄県	伊江村	S42. 7. 1	財務適用
広島県	江田島市	S36. 4. 1	全部適用
長崎県・熊本県	有明海自動車航送船組合	S31. 11. 20	財務適用

船舶運航事業における検討課題②

3. 留意点

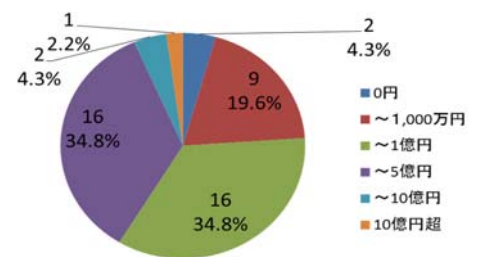
(1) 小規模事業の取扱い

- H23決算において、営業規模1千万円未満の事業が11事業あることをどう考えるか。

- ※ うち1事業は事業廃止済み、1事業は指定管理による。
- ※ これら2事業を除く44事業での営業規模の平均は、190,439千円。

- 最も営業規模が小さい団体は長崎県五島市の約130万円。

<参考：H23決算における営業規模の分布>



(2) 一般会計において実施している船舶運航事業の取扱い

- 法令上の船舶運航事業に該当していても、無償等の理由により一般会計において実施しているケースがあることをどう考えるか。

(広島県呉市)

「離島住民のための生活航路であり、収益を見込めないため」

(宮崎県日南市)

「市の政策的な考え方として収支の符合を求めているため」

(香川県直島町)

「スクールボートとしての利用、救急船や離島飲料水の水质検査、ごみの収集などと多岐にわたり住民の福祉的な要素が強く、年間収入額も少額のため」

参考：地方公営企業法逐条解説にいう「企業」の3要件

- (1) 財貨又はサービスを相当の対価を得て給付するという経済行為を行うものであること
- (2) 経営に要する経費を主としてその経営に伴う収入で賄うことができるものであること
- (3) 永続的な事業体であること

地方公共団体の行う電気事業について

【現行】

電気事業法上の「電気を供給する事業」

公企法・地財法の電気事業

※H23決算統計ベース

地方公営企業法に定める電気事業(全適)

A

電気事業法に定める電気事業及び卸供給
 ①一般電気事業
 ②卸電気事業
 ③特定電気事業
 ④特定規模電気事業
 ⑤卸供給

26団体

地財法6条に定める電気事業(特会設置)

B

【定義】
 「売電という一定のサービスの対価としての収益を得、かつ、維持補修期間を除き、ほぼ毎年継続的、反復的な売電を実施している事業」

37団体

一般会計等で実施する発電

C

・Bの定義に該当しない発電

(例)
 自家消費を主たる目的とした公共施設等での太陽光発電 等

多数

【参考1】電気事業法(昭和39年7月11日、法律第170号)(抄)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

9 電気事業 一般電気事業、卸電気事業、特定電気事業及び特定規模電気事業をいう。

11 卸供給 一般電気事業者に対するその一般電気事業の用に供するための電気の供給(振替供給を除く。)であつて、経済産業省令で定めるものをいう。

【参考2】電気事業法施行規則(平成7年10月18日、経済産業省令第77号)(抄)

第3条 法第2条第1項の経済産業省令で定める電気の供給は、次のとおりとする。

1 供給の相手方たる一般電気事業者との間で10年以上の期間にわたり行うことを約している電気の供給であつて、その供給電力が1,000キロワットを超えるもの

2 供給の相手方たる一般電気事業者との間で5年以上の期間にわたり行うことを約している電気の供給であつて、その供給電力が10万キロワットを超えるもの

電気事業における検討課題①

1. 電気事業の定義

○A区分の電気事業(地方公営企業法が全適となる電気事業)

→電気事業法に定める電気事業及び卸供給

※「地方公営企業法の施行に関する取扱いについて」(いわゆる「基本通知」)(S27.9.29)

「法定事業は、原則として、水道法、工業用水道事業法、(中略)、電気事業法及びガス事業法にいうそれぞれの事業」

○B区分の電気事業(地財法第6条に基づく指定事業として特会設置の義務付けがある電気事業)

→従来より「売電という一定のサービスの対価としての収益を得、かつ、維持補修期間を除き、ほぼ毎年継続的、反復的な売電を実施している事業」として整理



次期臨時国会から電気事業法について累次の改正が予定されており、必要に応じて電気事業法の改正内容を踏まえる必要あり

2. 財務規定を適用するメリット

○ 再生可能エネルギー固定価格買取制度が平成24年7月より開始されており、新規に発電事業を実施する団体が増加することが見込まれ、財務規定の適用によって、事業のより正確な採算性の検討に資するものと考えられる

電気事業における検討課題②

3. 留意点

(1) 小規模事業の取扱い (B区分)

○大規模な水力発電を中心とするA区分の電気事業に比べ、風力・ごみ発電を中心とするB区分の電気事業は小規模な事業が多いことをどう考えるか

※1億円未満の事業が6割強を占め、最も営業規模が小さい事業は約130万円

(単位: 百万円)

	団体数				営業規模 (合計)	営業規模 (平均)	営業規模別団体数						最大 営業規模	最小 営業規模	
	都道府県	指定都市	市町村	企業団			0円～ 1千万円	1千万円～ 5千万円	5千万円～ 1億円	1億円～ 3億円	3億円～ 5億円	5億円～			
A区分の電気事業	25		1		68,988	2,653						2	24	7,598	390
B区分の電気事業	1	4	26	4	5,032	144	2	18	2	8	3	2	1,121	1	

※営業規模: 営業収益－受託工事収益

※B区分の電気事業37事業のうち、建設中等の理由により23年度中に営業収益が生じていない2事業は、集計から除外している。

(2) 一般会計等で実施される電気事業の取扱い (C区分)

○一般会計で実施されている電気事業の概要については、団体への聞き取り調査によると、

①学校等の公共施設に太陽光パネルを設置する太陽光発電が発電施設数の大部分を占めており、売電額が平均で数十万程度の小規模な事業が多い

②主に市町村で実施されるごみ発電については、自家消費を主たる目的として実施しているケースが多い

(さいたま市)

「ごみ焼却施設の余熱利用として発電し、所内使用を主として余剰分のみを売電」

(旭川市)

「ごみ焼却施設の焼却熱を二次的に活用し、焼却施設及び関連施設への電力供給を主目的として発電しているもので、余剰分を売電しているにすぎず、売電を主目的とするものではない」

③風力発電については、環境保全のシンボルや新エネルギー導入促進のモデルとしての取扱いなど、環境政策の一環として実施

となっており、取扱いをどう考えるか

地方公共団体の行う下水道事業について

【現行】

「下水道事業」

広義の下水道

公営企業として実施されているもの

下水道法上の下水道

①

公共下水道 (広義)

公共下水道 (狭義)

流域下水道

特定公共下水道

特定環境保全公共下水道

下水道法上の下水道以外のもの

農業集落排水施設

漁業集落排水施設

林業集落排水施設 ②

簡易排水施設

小規模集合排水処理施設

特定地域生活排水処理施設

個別排水処理施設 ③

一般会計等で実施されているもの

下水道法上の下水道

都市下水路

下水道法上の下水道以外のもの

コミュニティ・プラント

合併処理浄化槽

	法適用	法非適用	計
都道府県	6	75	81
指定都市	34	13	47
市	339	1,547	1,886
町村	73	1,513	1,586
一部事務組合	2	23	25
計	454	3,171	3,625

※表内の数値は「公営企業として実施されているもの」の数値であり、「一般会計等で実施されているもの」については含まれていない。

地方公共団体の行う下水道事業について

「下水道事業の事業数」

○法適用企業

	公共	特公	特環	流域	農集	漁集	林集	簡排	小排	特排	個別	計
都道府県	1	2	-	3	-	-	-	-	-	-	-	6
指定都市	18	-	10	-	3	-	-	-	-	2	1	34
市	157	2	87	1	50	7	1	2	10	13	9	339
町村	30	-	16	-	17	2	-	-	1	4	3	73
一部事務組合等	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
計	208	4	113	4	70	9	1	2	11	19	13	454

○法非適用企業

	公共	特公	特環	流域	農集	漁集	林集	簡排	小排	特排	個別	計
都道府県	3	1	21	39	10	1	-	-	-	-	-	75
指定都市	1	-	1	-	8	2	-	-	-	1	-	13
市	560	6	267	-	401	82	10	8	40	120	53	1,547
町村	405	-	345	-	429	76	15	16	28	124	75	1,513
一部事務組合等	14	-	6	3	-	-	-	-	-	-	-	23
計	983	7	640	42	848	161	25	24	68	245	128	3,171

○合計

	公共	特公	特環	流域	農集	漁集	林集	簡排	小排	特排	個別	計
都道府県	4	3	21	42	10	1	-	-	-	-	-	81
指定都市	19	-	11	-	11	2	-	-	-	3	1	47
市	717	8	354	1	451	89	11	10	50	133	62	1,886
町村	435	-	361	-	446	78	15	16	29	128	78	1,586
一部事務組合等	16	-	6	3	-	-	-	-	-	-	-	25
計	1,191	11	753	46	918	170	26	26	79	264	141	3,625

(注) 区分の欄のうち、「公共」は公共下水道を、「特公」は特定公共下水道を、「特環」は特定環境保全公共下水道を、「流域」は流域下水道を、「農集」は農業集落排水施設を、「漁集」は漁業集落排水施設を、「林集」は林業集落排水施設を、「簡排」は簡易排水施設を、「小排」は小規模集合排水処理施設を、「特排」は特定地域生活排水処理施設を、「個別」は個別排水処理施設をそれぞれ略したものである。

地方公共団体の行う下水道事業について①

【現行】

①下水道法上の下水道

●公共下水道(下水道法第2条第3号)

【事業数 1,191事業(都道府県:4 市町村1,171 一部事務組合等 16)】

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの

※ なお、下記はいずれも下水道法第2条第3号の「公共下水道」

- ・特定公共下水道(下水道法施行令第24条の2第1項第1号イ)

主として、特定の工場又は事業場での事業活動に伴って排出される汚水を排除若しくは処理するためのもの

- ・特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち市街化区域以外の区域において実施されるもの

●流域下水道(下水道法第2条第4号)

【事業数 46事業(都道府県:42 市町村 1 一部事務組合等 3)】

河川や湖沼、海域等の公共用水域の水質環境基準の達成並びにそれら流域における生活環境の改善等を図るため、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ終末処理場を有するもの

地方公共団体の行う下水道事業について②

【現 行】

②下水道法上の下水道以外のもの(その1)

●集落排水施設

- ①農業集落排水施設 【事業数 918事業(都道府県:10 市町村 908)】
農業用排水の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設を整備する事業
 - ②漁業集落排水施設 【事業数 170事業(都道府県: 1 市町村 169)】
漁業集落衛生環境の向上、漁港及び周辺水域の水質保全に寄与するため、漁業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設を整備する事業
 - ③林業集落排水施設 【事業数 26事業(都道府県: 0 市町村 26)】
山村地域の生活環境基盤の整備を促進するため、林業経営及び集落のし尿及び雑排水を集合して処理するために必要な施設を整備する事業
 - ④簡易排水施設 【事業数 26事業(市町村のみ)】
山村等の中山間地域において、食料供給機能等の多面的機能の強化による地域の活性化と定住の促進のため、各戸から排出されるし尿及び生活雑排水を集合処理する施設を整備する事業
 - ⑤小規模集合排水処理施設 【事業数 79事業(市町村のみ)】
市町村が汚水等を集合的に処理する施設であって、小規模なものの整備促進を図るため、地方単独事業により実施するものも下水道法上の下水道以外のもの
- ※ ①、②、③及び④は農林水産省の補助事業
⑤は総務省の通知に基づく地方単独事業
- ※ いずれも法令上の位置づけはないが、これら5事業について「集落排水施設」として規定している例あり(地域再生法第5条)

地方公共団体の行う下水道事業について③

【現 行】

③下水道法上の下水道以外のもの(その2)

●浄化槽(浄化槽法第2条第1号)

- ①特定地域生活排水処理施設 【事業数 264事業(市町村のみ)】
環境省所管の浄化槽市町村整備推進事業として整備されるものであり、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、浄化槽を整備する事業
 - ②個別排水処理施設 【事業数 141事業(市町村のみ)】
下水道や農業集落排水施設等により汚水等を集合的に処理することが適当でない地域について、生活雑排水等の処理の促進を図るため、地方単独事業により実施するもの
- ※ ①は環境省の補助事業
②は総務省の通知に基づく地方単独事業

下水道事業における検討課題①

1. 「下水道法上の下水道以外のもの」の定義の明確化

「下水道事業」

	下水道		集落排水施設		浄化槽	
事業名	○公共下水道 ○特定公共下水道 ○特定環境保全 公共下水道	○流域下水道	○農業集落 排水施設 ○漁業集落 排水施設 ○林業集落 排水施設 ○簡易 排水施設	○小規模集合 排水処理施設	○特定地域生活 排水処理施設	○個別排水 処理施設
法律の 根拠等	下水道法 第2条第3号	下水道法 第2条第4号	法令上の位置づけはないが、 「集落排水施設」として規定 している例あり(地域再生法 第5条)		浄化槽法第2条第1号	
			農林水産省 の補助事業 ※住宅戸数 20戸以上等	地方単独事業 ※住宅戸数 2戸以上 20戸未満	環境省の補助事業 ※住宅戸数 20戸以上	地方単独事業 ※住宅戸数 20戸未満
特別会計 設置義務	あり (地方財政法施行令 第46条第13号)	なし ※下水道事業債の対象事業とするための要件として、特別会計を設置するよう通知				

- 下水道事業債の対象となる事業は、地方債同意等基準で明示(全11事業存在)
- 地方公共団体金融機構法第28条(業務の範囲)では「下水道事業」と規定(特段、定義規定を置いていない)
→ 機構の貸付け範囲は、下水道事業債の対象範囲と同一

※ これらの他、一般会計で設置管理されているものあり(浄化槽:31事業)

下水道事業における検討課題②

2. 財務規定を適用するメリット

- ストック情報の的確な把握により、適切な更新計画の策定が可能に
(建設投資から管理運営の段階へと移行しつつある中、損益取引と資本取引の区分で経営状況等を明確に把握し、その分析を通じて将来の経営計画が策定可能となる。)
- 損益情報の的確な把握により適切な経営計画の策定が可能に
- 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
(業務量増加に伴い収益が増加する場合、当該業務に要する経費について予算超過の支出が認められる(予算の弾力条項。))
- 住民や議会によるガバナンスの向上
(使用料改訂を住民や議会に説明する際、財政状況や使用料改定の必要性を明確に説明可能となり、理解を得やすい。)

下水道事業における検討課題③

3. 留意点

(1) 小規模事業の取扱い

○林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設は営業規模が1,000万円未満の事業のみ

<営業規模別 事業区分別 事業数>

(単位:事業数)

	0円	~100万円	~1,000万円	~1億円	~5億円	~10億円	~50億円	50億円超		0円	~100万円	~1,000万円	~1億円	~5億円	~10億円	~50億円	50億円超
公共	20	4	6	263	433	161	239	65	林集	0	15	11	0	0	0	0	0
特公	0	0	1	4	4	1	1	0	簡排	0	18	8	0	0	0	0	0
特環	33	11	88	467	147	6	1	0	小排	0	52	27	0	0	0	0	0
流域	1	0	0	0	4	6	23	12	特排	1	17	110	130	6	0	0	0
農集	11	16	225	550	115	1	0	0	個排	0	45	77	19	0	0	0	0
漁集	2	11	93	64	0	0	0	0									

(2) 一般会計において設置管理している浄化槽についてどのように考えるか

○全国調査を行ったところ、一般会計において設置管理している浄化槽は31事業あり、無料としている事業も11事業あったところ

○一般会計で実施している理由は、「事業規模が小さく、独立採算によることが困難」とするものが多い状況

(3) 流域下水道について、都道府県が直接使用料を徴収せず市町村からの負担金により事業を経営していることをどのように考えるか

○流域下水道は他の下水道事業と違い、設置管理をしている都道府県が直接使用料を徴収することはなく、流域下水道に接続している関連市町村から負担金を徴収して事業を経営

地方公共団体の行う港湾整備事業について

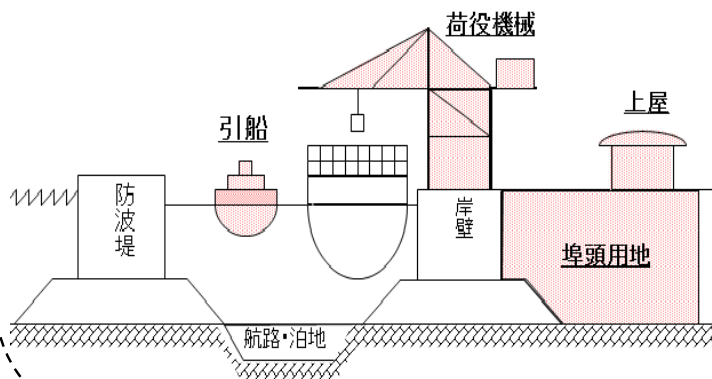
【現行】

「港湾整備事業」

港湾基本施設(泊地・防波堤・岸壁等)の整備と一体となり、港湾の機能を効率的に発揮するために必要な埠頭用地、上屋、荷役機械、引船、貯木場等の施設を整備し、当該施設の使用料を徴収し管理・運営する事業。

※港湾基本施設の整備は公共事業により実施

<港湾整備事業(網掛け箇所)>



<事業数(平成23年度決算統計)>

	法適用	法非適用	計
都道府県	2	36	38
指定都市	2	4	6
市	3	28	31
町村	—	18	18
一部事務組合	1	5	6
計	8	91	99

港湾整備事業における検討課題①

1. 港湾整備事業の範囲について

○地方財政法施行令における定義(令第46条第7号)

- ・港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)

(参考:港湾法との関係)

○港湾法第2条第5項

六 荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋

八 保管施設 倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設

十三 港湾役務提供用移動施設 船舶の離着岸を補助するための船舶、船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両

港湾整備事業における検討課題②

2. 財務規定を適用するメリット

○ストック情報の的確な把握により、適切な更新計画の策定が可能
(埠頭用地や荷役機械等の大規模なストックが存在)

○損益情報の的確な把握により適切な経営計画の策定が可能に

○経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上

(国際競争を踏まえた迅速な経営判断が可能)

○住民や議会によるガバナンスの向上

※財務規定の適用による港湾経営の効率化は、国際競争力の向上にも資する可能性

3. 留意点

○小規模事業の取扱い

・H23決算において、営業規模1,000万円未満の事業が20事業あることをどう考えるか。

・最も営業規模が小さい団体は京都府舞鶴市(貯木場所有)の0万円。

単位:百万円

区分	事業数					営業規模 (合計)	営業規模 (平均)	営業規模別団体数						最大 営業規模	最小 営業規模
	都道府県	指定都市	市町村	一部事務 組合	計			~10百万円	10百万円~ 50百万円	50百万円~ 100百万円	100百万円~ 500百万円	500百万円~ 1000百万円	1000百万円 ~		
港湾整備事業	38	6	49	6	99	61,010	616	20	16	7	27	13	16	5,151	0

※営業規模:「料金収入」-「受託工事収益」

地方公共団体の行う宅地造成事業について

【現 行】

「宅地造成事業」

宅地造成事業は、造成された用地を企業等に売却することにより採算を確保する事業であり、

- ・臨海土地造成事業及び内陸工業用地等造成事業
- ・流通業務団地造成事業
- ・都市開発事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業等)
- ・住宅用地造成事業

<事業数(平成23年度決算統計)>

の総称をいう。

	法適用	法非適用	計
都道府県	29	44	73
指定都市	4	18	22
市	12	235	247
町 村	4	107	111
一部事務組合	1	5	6
計	50	409	459

宅地造成事業における検討課題①

1. 「宅地造成事業」の定義の明確化

・「宅地造成事業」の対象事業

地方債計画の「地域開発事業」は、臨海土地造成事業、内陸工業用地等造成事業、流通業務団地造成事業、都市開発事業及び住宅用地造成事業の5事業を対象としている。

→ これらの5事業の対象範囲は以下のとおりで、地方公共団体が行う宅地造成事業をカバー。

(イメージ図)

			都市計画区域内	都市計画区域外
宅地	工業用地	港湾機能と関連あり	①臨海土地造成事業	
		港湾機能と関連なし	②内陸工業用地等造成事業	
	商業用地		③流通業務団地造成事業	
	住宅用地		④都市開発事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業等)	
			⑤住宅用地造成事業	

宅地造成事業における検討課題②

(1) 臨海土地造成事業

①事業の概要

臨海部における工業用地及び都市再開発用地の造成を目的とする土地造成事業等

②関係法令

公有水面埋立法

(2) 内陸工業用地等造成事業

①事業の概要

内陸部における工業用地等の造成を目的とする土地造成事業

②関係法令

農地法、都市計画法、森林法、自然公園法、公有水面埋立法

(3) 流通業務団地造成事業

①事業の概要

都市計画法及び流通業務市街地の整備に関する法律に基づいて行われる流通業務施設(トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他貨物の積卸しのための施設、卸売市場等)の用地の取得造成事業

②関係法令

流通業務市街地の整備に関する法律、都市計画法

※ 昭和41年に「流通業務市街地の整備に関する法律」が制定され、流通業務団地の整備が押し進められたこと等の理由により、昭和47年度から分離し、地方債計画の中に新たに流通業務団地造成事業として事業項目を設けることになったもの。

宅地造成事業における検討課題③

(4) 都市開発事業

①事業の概要

都市計画区域における公共施設の整備改善及び宅地利用の増進並びに土地の高度利用と都市機能の更新を図るための土地区画整理事業及び市街地再開発事業等

②関係法令

土地区画整理法、都市再開発法、新住宅市街地開発法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法

(5) 住宅用地造成事業

①事業の概要

土地区画整理事業以外の住宅用地造成事業で買収方式(用地を買収し、地目を宅地として整理造成する方式)又は埋立方式(河川、湖沼、海面等を埋め立てて土地を造成し、宅地として整理する方式)により住宅用地を造成する事業

②関係法令

農地法、都市計画法、森林法、自然公園法、公有水面埋立法

2. 財務規定を適用するメリット

- 造成費用は売却した年度に費用化するため、売却損益が明確
- 未売却土地等の資産の状況が明確
- 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
- 住民や議会によるガバナンスの向上

宅地造成事業における検討課題④

3. 留意点

○造成した土地を販売すれば事業が終了するという性質上、事業期間が短い団体が存在することをどう考えるか。

- ・H23年度に事業終了したもの 24事業
 - うち、事業期間 20年以上 10事業
 - 10～19年以下 10事業
 - 10年未満 4事業

○小規模事業の取扱い

・H23決算において、営業規模1,000万円未満の団体が71団体あることをどう考えるか。

区 分	団体数					営業規模 (合計)	営業規模 (平均)	営業規模別団体数						最大 営業規模	最小 営業規模
	都道府県	指定都市	市町村	一部事務 組合	計			～10万円	10万円～ 50万円	50万円～ 100万円	100万円～500 万円	500万円～ 1000万円	1000万円 ～		
宅地造成事業	35	10	292	4	341	4,604,817	13,828	71	40	31	87	30	82	1,469,174	0

※営業規模:「資本」+「負債」

※「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における資金不足比率等を算定するための算定様式の数値より(H23年度)

地方公共団体の行う市場事業について

【市場事業とは】

生鮮食料品等の卸売のために市場を設置し、卸売取引を行う卸売業者等から使用料を徴収して、市場の管理・運営を行う事業。

【現 行】

卸売市場法上の「市場」

●卸売市場

生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるもの。

・中央卸売市場

生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための生鮮食料品等の卸売の中核的拠点となるとともに、当該地域外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善にも資するものとして農林水産大臣の認可を受けて開設される卸売市場。

・地方卸売市場

中央卸売市場以外の卸売市場で、その施設が一定規模以上(※)のもの。

※床面積:青果物(330㎡)、水産物(200㎡)、肉類(150㎡)、花き(200㎡)

	法適用	法非適用	計
都道府県	2	8	10
指定都市	3	15	18
市	9	111	120
町 村	—	11	11
一部事務組合	—	11	11
計	14	156	170

市場事業における検討課題

1. 財務規定を適用するメリット

- ストック情報の的確な把握により、適切な更新計画の策定が可能に
- 損益情報の的確な把握により適切な経営計画の策定が可能
- 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
- 住民や議会によるガバナンスの向上
(食の安全や環境問題等の社会的要請への適切な対応)

※ 近年、鮮度維持のためのエリア別温度管理施設、冷凍機といった設備を設置する市場が増加。そうした設備の適切な管理・更新といった観点から、過去に比べても経営の重要性が増している状況。

2. 留意点

○小規模事業の取扱い

- ・H23決算において、営業規模1,000万円未満の事業が36事業あることをどう考えるか。
- ・最も営業規模が小さい団体は茨城県土浦市の約2万円。

単位：百万円

区分	事業数					営業規模 (合計)	営業規模 (平均)	営業規模別団体数						最大 営業規模	最小 営業規模
	都道府県	指定都市	市町村	一部事務 組合	計			～10百万円	10百万円～ 50百万円	50百万円～ 100百万円	100百万円～ 500百万円	500百万円～ 1000百万円	1000百万円 ～		
市場事業	9	18	124	10	161	59,595	370	36	36	20	44	15	10	13,646	0.02

※営業規模：「料金収入」-「受託工事収益」

※指定管理者制度(利用料金制)を導入している等の理由により23年度中に営業収益が生じていない9事業は集計から除外している。

地方公共団体の行くと畜場事業について

【と畜場事業とは】

食用に供する目的で、獣畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊)をとさつし、又は解体するための施設を設置し、利用者から使用料を徴収して、と畜場の管理・運営を行う事業。

【現行】

と畜場法上の「と畜場」

●と畜場(法第3条第2項)

食用に供する目的で獣畜をとさつし、又は解体するために設置された施設

・一般と畜場(法第3条第3項)

通例として生後一年以上の牛若しくは馬又は一日に十頭を超える獣畜をとさつし、又は解体する規模を有すると畜場

・簡易と畜場(法第3条第4項)

一般と畜場以外のと畜場

	法適用	法非適用	計
都道府県	—	2	2
指定都市	—	9	9
市	—	38	38
町村	—	10(1)	10(1)
一部事務組合	1	10	11
計	1	69(1)	70(1)

()はうち簡易と畜場

と畜場事業における検討課題

1. 財務規定を適用するメリット

- ストック情報の的確な把握により、適切な更新計画の策定が可能に
- 損益情報の的確な把握により適切な経営計画の策定が可能に
- 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
- 住民や議会によるガバナンスの向上
(安全・安心な食肉を生産・供給するための体制整備)

※近年、枝肉搬送自動化施設、枝肉冷凍施設といった設備を設置すると畜場が増加。そうした設備の適切な管理・更新といった観点から、過去に比べても経営の重要性が増している状況。

2. 留意点

○小規模事業の取扱い

- ・H23決算において、営業規模1,000万円未満の事業が16事業あることをどう考えるか。
- ・最も営業規模が小さい団体は大阪府貝塚市の0.1万円(H23年度末事業廃止)。

単位: 百万円

区分	事業数					営業規模 (合計)	営業規模 (平均)	営業規模別団体数						最大 営業規模	最小 営業規模
	都道府県	指定都市	市町村	一部事務 組合	計			～10百万円	10百万円～ 50百万円	50百万円～ 100百万円	100百万円～120 百万円	120百万円 ～300万円	300百万円 ～		
と畜場事業	2	9	39	10	60	6,963	116	16	14	5	2	20	3	1,279	0.001

※営業規模:「料金収入」-「受託工事収益」

※指定管理者制度(利用料金制)を導入している等の理由により23年度中に営業収益が生じていない10事業は集計から除外している。

○類似の事業である市場事業に比べても、小規模な事業が多い。

<営業規模別事業数>

	市場(非適:147事業)	と畜場(非適:59事業)
50百万円以下	49.0%(72事業)	50.8%(30事業)
2.5百万円以下	10.0%(14事業)	20.3%(12事業)

※指定管理者制度(利用料金制)を導入している等の理由により23年度中に営業収益が生じていない10事業(と畜場)、9事業(市場)は集計から除外している。

地方公共団体の行う観光施設事業について

【現行】

「観光施設事業」

○ 観光施設事業とは、観光を目的とする施設の設置・運営事業をいう。

	法適用	法非適用	計
観光施設事業			
休養宿泊施設	24	108	132
索道	7	52	59
その他観光施設	23	142	165
計	54	302	356

※ 休養宿泊施設、索道、その他観光施設の区分は決算統計上のもの。

左のうちその他観光施設の施設数の内訳(※団体数は165)

	法適用	法非適用	計
温泉	15	96	111
観光会館	—	3	3
城	—	7	7
公園	—	10	10
動植物園	—	8	8
博物館	2	2	4
資料館	—	7	7
水族館	—	2	2
休憩施設等	2	18	20
その他	15	98	113
計		251	285

※その他には、ゴルフ場、キャンプ場、スキー場等がある。

観光施設事業における検討課題①

1. 「観光施設事業」の定義の明確化

- ・「観光施設事業」については、地財令でも規定されているが、詳細について法令上の定義はない。
- ・なお、宿泊施設については旅館業法、索道については鉄道事業法に規定あり。

2. 財務規定を適用するメリット

- ストック情報の的確な把握により、適切な更新計画の策定が可能に
- 損益情報の的確な把握により適切な経営計画の策定が可能に
- 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
- 住民や議会によるガバナンスの向上

観光施設事業における検討課題②

3. 留意点

○小規模事業の取扱い

- ・H23決算において、営業規模1,000万円未満の事業が61事業あることをどう考えるか。
- ・最も営業規模が小さい団体は山梨県山中湖村の約0.3万円。

単位：百万円

区 分	事業数					営業規模 (合計)	営業規模 (平均)	営業規模別団体数						最大 営業規模	最小 営業規模
	都道府県	指定都市	市町村	一部事務 組合	計			～10百万円	10百万円～ 50百万円	50百万円～ 100百万円	100百万円～ 150百万円	150百万円～ 300百万円	300百万円 ～		
休養宿泊	0	3	70	0	73	9,968	137	15	16	14	7	12	9	864	0.04
索道	0	0	40	0	40	2,366	56	11	11	12	3	1	2	383	0.2
その他観光	7	3	133	1	144	14,239	99	35	44	26	11	14	14	886	0.003

※営業規模：「料金収入」-「受託工事収益」

※指定管理者制度(利用料金制)を導入している等の理由により23年度中に営業収益が生じていない休養宿泊：59事業、索道：19事業、その他観光：21事業は集計から除外している。

○指定管理者制度を導入している事業が非常に多い状況をどう考えるか。 (休養宿泊施設 56事業/132事業)

○一般会計において実施している事業があることをどう考えるか(例 博物館)。

地方公共団体の行う介護サービス事業について

【現 行】

介護保険法上の「介護サービス事業」

・介護保険制度において、介護サービスに要する経費は介護報酬等により賄われるものとなっており、地方公共団体が行う介護サービス事業は公営企業に該当するものと考えられる。

・公営企業決算統計においては、5施設に係るものを対象としている。

- 指定介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 老人短期入所施設
- 老人デイサービスセンター
- 指定訪問看護ステーション

	法適用	法非適用	計
都道府県	-	(1) 1	(1) 1
指定都市	-	(7) 8	(7) 8
市	(17)21	(203)235	(220)256
町 村	(15)17	(204)221	(219)238
一部事務組合	(7) 8	(62) 81	(69)89
計	(39)46	(477)546	(516)592

※ ()は団体数

介護サービス事業における検討課題①

1. 「介護サービス事業」の定義の明確化

・介護保険法において、介護報酬が支払われるサービス・施設が特定されている。

2. 財務規定を適用するメリット

- ストック情報の的確な把握により、適切な更新計画の策定が可能に
 - 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
 - 住民や議会によるガバナンスの向上
 - 施設等の職員配置基準があり、当該職員の退職に備えた引当が特別会計においてなされる
- ※介護報酬については、全国一律

3. 留意点

1) 5施設の事業以外にも介護サービス事業を実施している団体が多数あることについてどう考えるか。

※1 介護保険特別会計に介護サービス事業勘定を設けて5施設での事業以外の介護サービス事業を実施している団体数は、302（厚生労働省調査等より）

※2 介護サービス事業勘定を設けることなく介護サービス事業を実施している団体数は把握できていない

介護サービス事業における検討課題②

3. 留意点(つづき)

※3 5施設以外で、老人福祉法に位置付けられる施設(例:養護老人ホーム)などにおいて、福祉業務と介護サービス事業を一体的に行っているケースについてどう考えるか。

※4 介護サービス事業の一つである「居宅介護支援」「介護予防支援」として、居宅要介護者等の依頼を受けて、ケアプランを作成するとともに、他の介護サービス事業者などとの連絡調整その他の便宜の提供などのみを行う市町村についてどう考えるか。

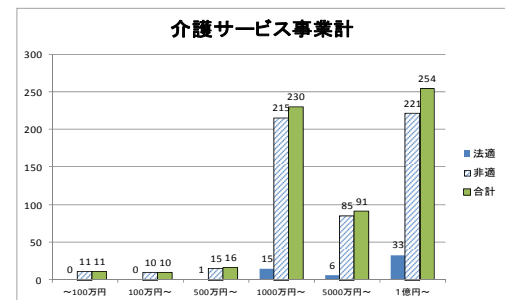
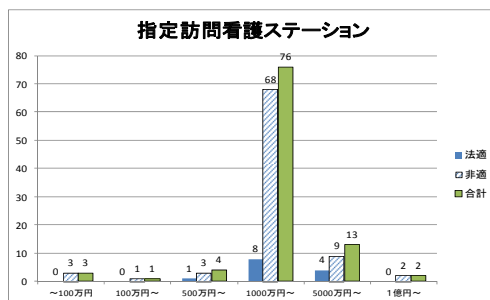
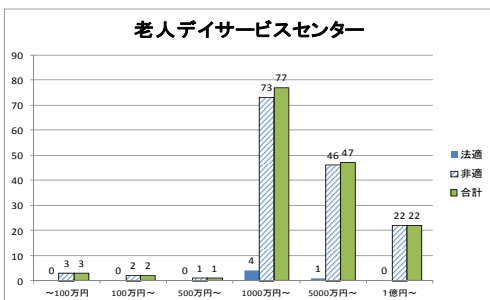
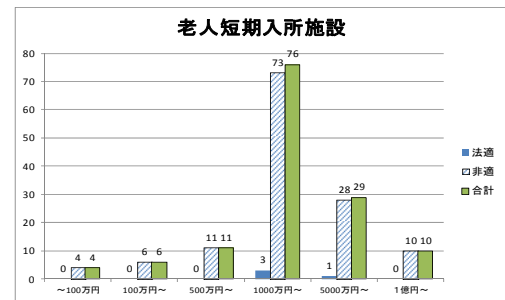
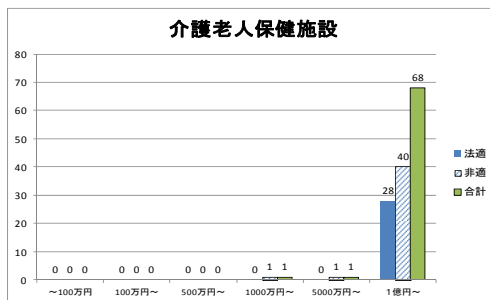
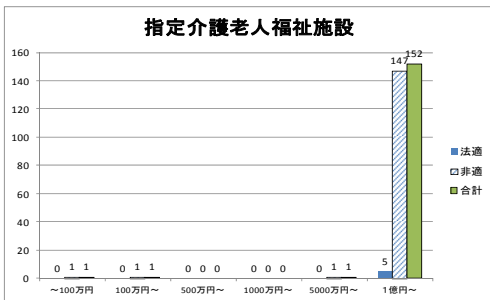
2) 指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設以外の介護サービスについては、事業規模が極めて小さいことについてどう考えるか。

3) 指定管理者制度(利用料金制)の採用等により介護サービス収益がない事業(5施設の区分)が232あることについてどう考えるか。

4. その他

・「病院事業・介護サービス事業債」の対象となる施設は、5施設に限定されている。

介護サービス事業の収益規模別の施設数(指定管理者制度を採用している施設を除く)



地方公共団体の行う有料道路事業について

【現行】

「有料道路事業」

- ・ 有料道路事業は、公営企業として地財法・地公企法に規定されたことはない。
- ・ 決算統計においては、昭和39年から観光施設事業のひとつとして調査対象とされている（現在は有料道路事業単独で対象とされている。）。決算統計の調査対象は、道路整備特別措置法第18条、道路運送法第47条及び第61条、道路法第25条等に基づく事業。
- ・ 地方債計画においては、観光その他事業の枠の中に計上されている。
- ・ 現在、一般自動車道（大阪市）と公園道路（熊本県阿蘇市）が1つずつ存在。

	法適用	法非適用	計
都道府県	0	0	0
指定都市	0	1	1
市	0	1	1
町 村	0	0	0
一部事務組合	0	0	0
計	0	2	2

有料道路事業における検討課題

1. 留意点

- 対象事業が2事業であり、うち1事業は平成26年度に事業終了予定である点をどう考えるか。

地方公共団体の行う駐車場整備事業について

【現 行】

駐車場法等における「駐車場」

○ 一般公共の用に供する有料駐車場には、以下の種類が存在。

道路区域外	届出駐車場(駐車場法第2条第2号、12条) その他の路外駐車場(駐車場法第2条第2号)	} 公営企業の駐車場整備事業 として主に想定(決算統計対象)
道路区域内	道路管理者が整備する駐車場(道路法第2条第2項第6号) 路上駐車場(駐車場法第2条第1号)	

	法適用	法非適用	計
都道府県	5	6	11
指定都市	0	16	16
市	4	185	189
町 村	0	14	14
一部事務組合	0	0	0
計	9	221	230

駐車場整備事業における検討課題①

1. 「駐車場整備事業」の定義の明確化

- 駐車場法の駐車場
 - …道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的として設置されたもの。
 - ・ 届出駐車場(駐車場法第2条第2号、第12条)
 - ・ その他の路外駐車場(駐車場法第2条第2号)
 - …道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの。
 - ・ 路上駐車場(道路法第2条第2項第6号)
 - …駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限って設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの。
- 道路法の駐車場(道路法第2条第2項第6号)
 - …「道路の附属物」(道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物)としての駐車場。

駐車場整備事業における検討課題②

2. 財務規定を適用するメリット

- ストック情報の的確な把握により、適切な更新計画の策定が可能に
- 損益情報の的確な把握により適切な経営計画の策定が可能に
- 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
- 住民や議会によるガバナンスの向上

3. 留意点

○小規模事業の取扱い

- ・H23決算において、営業規模1,000万円未満の事業が28事業あることをどう考えるか。
- ・最も営業規模が小さい団体は岩手県釜石市の0.1万円。

単位：百万円

区分	事業数					営業規模 (合計)	営業規模 (平均)	営業規模別団体数						最大 営業規模	最小 営業規模
	都道府県	指定都市	市町村	一部事務 組合	計			～100万円	100万円～ 500万円	500万円～ 1000万円	1000万円～150 0万円	1500万円 ～3000万円	3000万円 ～		
駐車場事業	10	15	189	0	214	22,875	107	28	79	38	19	29	21	909	0.001

※営業規模：「料金収入」-「受託工事収益」

※指定管理者制度(利用料金制)を導入している等の理由により23年度中に営業収益が生じていない16事業は集計から除外している。

○一般会計において実施している事業があることをどう考えるか。

- ・一般会計で実施している理由は、「小規模な事業であり、料金収入による運営が困難」とするものが多い状況。

地方公共団体の行うその他事業について

【現 行】 「その他事業」

地方財政法第5条に規定する公営企業のうち、同法第6条により特別会計設置義務が課されていないものが存在。このうち、その他下水道事業、介護サービス事業、駐車場整備事業、有料道路事業といったものの以外の事業が、「その他事業」とされている。

(イメージ図：任意適用事業のみ)

地方財政法第5条第1号に規定する公営企業

(地方財政法第6条の公営企業)

- 交通(船舶)
- 簡易水道
- 港湾整備
- 市場
- と畜場
- 観光施設
- 宅地造成
- 公共下水道

- その他下水道
- 介護サービス
- 駐車場整備
- 有料道路

○その他

	法適用	起債事業 (H19～H23)	計
都道府県	10	11	21
指定都市	1	9	10
市	16	40	56
町 村	7	10	17
一部事務組合	3	2	5
計	37	72	109

その他事業における検討課題①

1. 「その他事業」の定義の明確化

- ・「その他事業」については、それ自体法律上の定義はない。
(その他事業の中に含まれる事業において、事業法等により法律上定義しうるものは存在しうる。)

(その他事業の状況)

事業 ※事業の整理は便宜的に今回行ったもの。	法適用事業	起債事業 (H19～H23)	計
墓園	—	47	47
産業廃棄物処理施設	1	11	12
コミュニティプラント	9	—	9
ケーブルテレビ等	2	7	9
公営競技	—	6	6
診療所	6	—	6
資産運用事業	5	—	5
水源開発(ダム)	3	—	3
砕石事業	2	—	2
倉庫事業	2	—	2
自由貿易施設	—	1	1
ブドウ・ブドウ酒事業	1	—	1
ぶどう果樹研究所	1	—	1
自動車教習所	1	—	1
市営住宅事業	1	—	1
温泉事業	1	—	1
共同生活介護施設	1	—	1
市設魚揚場	1	—	1
計	37	72	109

その他事業における検討課題②

2. 留意点

- その他事業について、これまで法適用事業のみが決算統計の調査対象とされ、対象事業についても、他事業に比べて個別の状況を把握できていない状況をどう考えるか。
(地方財政法第5条に規定する公営企業で、同法第6条により特別会計設置義務が課されていないもののうち、その他下水道、介護サービス、駐車場整備、有料道路については、決算統計上独立した項目が設けられ、法適用・非適用事業の状況について把握してきているところ。)
- 10以上の事業数が把握できるのは、墓園(47事業)及び産業廃棄物処理施設(12事業)のみであることをどう考えるか。

簡易水道事業①

簡易水道事業の特性

事業の持続性を確保していくため、ストック情報・損益情報の的確な把握を通じた長期的な経営方針を策定していく必要性が高いのではない。

同じ「水道」として、法適事業である上水道事業と同様に取り組む必要があるのではない。

供用開始後の経過年数	○簡易水道事業の平均 ・46.6年 ○20年以上経過事業割合 ・93.2%	上水道事業 ・53.3年(95.1%) 工業用水道事業 ・31.3年(74.3%)
推計される資産規模	○建設投資額の累計額(S39～H23) ・4.1兆円 ※耐用年数40年・残存1割・定額法で減価償却を試算した場合→2.5兆円 ※上水統合による影響分は反映していない。	H23末固定資産額 上水道事業 ・28.7兆円 工業用水道事業 ・2.1兆円
人口減少の影響	○平成52年(2040)の人口規模 ・全国 H22と比較し▲16.2% ・簡水実施市町村 H22と比較し▲23.8%	
事業の今後の見通し	・簡易水道事業は、市町村経営が原則とされており、最も基礎的なインフラとして今後とも市町村が経営する企業として存続。 ※H28末を目途に上水道事業との統合が進められているが、統合後においても一定程度の事業体が存続する予定。	水道法第6条第2項 ・水道事業は、原則として市町村が経営するもの(略)とする。 簡水事業数見込(総務省調) ⑳末:522事業

平均経過年数

簡易水道事業②

○平均経過年数は、ある事業が事業開始からどの程度経過しているかを示すもの。

平均経過年数

区分	事業数 (工水～施設数)	H23末平均経過年数	20年以上経過事業割合
簡易水道事業	780	46.6	93.2%
上水道事業	S41	946	16.7
	H23	1,354	53.3
工業用水道事業	S41	65	7.2
	H23	241	31.3

○地方公営企業法の改正(S41:小規模上水道を法適化)時点の上水道事業は、経過年数約17年で、20年以上経過事業割合は、約30%程度。

○簡易水道事業(H23)では、経過年数が約47年、20年以上経過事業割合は約95%となっており、更新など適切な管理の必要性は高まっていると考えられる。

資産規模(推計)の推移

簡易水道事業③

○資産規模は、補助金、企業債等を財源に形成された、当該事業に係る資産の量を示すもの。

資産規模の推移

(単位:億円)

区 分		S41	S61	H23
簡易水道事業	建設投資額累計 (S39以降分)	256	9,603	40,501
	推計される 資産規模	250	8,077	24,901
上 水 道 事 業		7,763	122,302	287,305
工 業 用 水 道 事 業		1,869	13,204	21,082

※「推計される資産規模」は、耐用年数40年・残存1割・定額法で各年度の建設投資額を減価償却した場合における償却後の額
 ※上水統合による影響分は反映していない。
 ※各年度の簡易水道事業(法適分)は、上水道事業に含む。

○地方公営企業法の改正(S41)時点の上水道事業は、約7,800億円の資産規模。
 ○簡易水道事業(H23)では、2.5兆円(推計)の規模となっており、工業用水道を上回る水準であることから、規模の面からも適切な資産管理を行う必要があると考えられる。

【参考】企業債残高の推移

簡易水道事業④

【参考】

企業債残高の推移

(単位:億円)

区 分	S41	S61	H23
簡 易 水 道 事 業	247	3,315	8,185
上 水 道 事 業	6,043	77,604	86,820
工 業 用 水 道 事 業	1,254	6,487	4,698

※S61の簡易水道事業(法適分)は、上水道事業に含む。

将来推計人口の指数推移

簡易水道事業⑤

○将来推計人口は、水道事業における将来的な需要(水需要)に関連するもの。

将来推計人口の指数推移(平成22年=100)

【出典】「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」
(国立社会保障・人口問題研究所)

区 分	平成22年 (2010) A	平成37年 (2025) B	平成52年 (2040) C	C-A
全 国	100.0	94.2	83.8	▲ 16.2
簡易水道実施市町村 (加重平均)	100.0	89.4	76.2	▲ 23.8
差 引	0.0	▲ 4.8	▲ 7.6	

※出典では、福島県は県全体での推計となっているため、
簡易水道実施市町村は福島県内市町村を除いている。
※簡易水道実施市町村には、一部事務組合構成団体を含まない。

○簡易水道実施市町村の人口は、全国と比較し大きく減少することが見込まれる状況。
○人口の減少に伴い、水需要動向も減少傾向と見込まれ、簡易水道事業全体として、施設利用率の低下や収益の減少など、将来的な事業効率の悪化が懸念されると考えられる。

各事業における法適化の意義・必要性について

下水道事業①

下水道事業の特性

				上水道	
事業の持続性を確保していくため、ストック情報・損益情報の的確な把握を通じた長期的な経営方針を策定していく必要性が高いのではないかと。 ※上水道と比較しても複数指標において同等程度の性質。	供用開始後の経過年数 ※カッコは20年以上経過事業割合	下水計 17.3年 (31.8%) 公共 20.1年 (43.7%) 流域 28.7年 (93.5%) 農集 16.0年 (24.6%) 漁集 13.3年 (17.1%) 林集 11.7年 (0.0%) 特排 7.9年 (0.0%)		S41 16.7年 (30.1%) H23 53.3年 (95.1%)	
	企業債残高	下水計 29.8兆円 公共 26.4兆円 流域 1.5兆円 農集 1.8兆円 漁集 784億円 林集 13億円 特排 509億円		S41 0.6兆円 H23 8.7兆円	
	推計される資産規模	下水計 68.5兆円		S41 0.8兆円 H23 28.7兆円	
	普及率	下水計 87.6%		S41 72.3% H23 96.9%	
	経費回収率	下水計 87.0% 公共 89.3% 農集 50.1% 漁集 39.8% 林集 29.0% 特排 59.2%		S41 94.6% H23 98.5%	

各事業における平均経過年数

下水道事業②

○平均経過年数は、ある事業が事業開始からどの程度経過しているかを示すもの。

事業名	事業数	平均経過年数	20年以上経過割合
下水道事業	3,625	17.3	31.8%
公共下水道 (特環・特公を含む)	1,955	20.1	43.7%
流域下水道	46	28.7	93.5%
農業集落 排水施設	918	16.0	24.6%
漁業集落 排水施設	170	13.3	17.1%
林業集落 排水施設	26	11.7	0.0%
特定地域生活 排水処理施設	264	7.9	0.0%
その他	246	11.7	0.0%
上水道・S41 (法適簡水を除く)	946	16.7	30.1%
上水道・H23 (法適簡水を除く)	1,354	53.3	95.1%

※公共下水道～その他の値はH23決算による。

○地方公営企業法の改正(S41:小規模上水道を法適化)時点の上水道事業は経過年数約17年で、20年以上経過事業の割合は約30%。

○下水道事業の平均経過年数は約17年で、20年以上経過事業の割合は約32%。

○下水道につき、早期に供用開始した地域では施設の老朽化が進むなど、適切な管理が必要である状況。

企業債残高

下水道事業③

○企業債残高は、当該事業にかかる負債の規模を示すもの。

①企業債残高の推移

(単位:億円)

	S41		S61		H23	
	事業数	上水道を1とした場合の比率	事業数	上水道を1とした場合の比率	事業数	上水道を1とした場合の比率
下水道	1,999	0.33	101,127	1.30	297,625	3.43
公共下水道(特環・特公を含む)	1,999		97,101		263,810	
流域下水道			3,974		14,581	
農業集落排水施設			52		17,672	
漁業集落排水施設					784	
林業集落排水施設					13	
特定地域生活排水処理施設					509	
その他					255	
上水道(法適簡水を除く)	6,043		77,604		86,820	

※その他には、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、個別排水処理施設が含まれている。

②H23企業債残高

(単位:億円)

	公共下水道(特環・特公を含む)	流域下水道	農業集落排水施設	漁業集落排水施設	林業集落排水施設	特定地域生活排水処理施設	上水道(法適簡水を除く)
合計	263,809	14,581	17,672	784	13	509	86,820
1事業あたり	135.1	317.0	19.3	4.6	0.5	1.9	64.1

○H23における下水道事業全体の企業債残高は約30兆円となっている。

○S41時点で下水道と上水道を比較した比率は0.33であるところ、H23時点の比率は3.43となっている。

○下水道事業に係る負債を適切に管理していく必要性が高まっている状況。

資産規模(推計)の推移

下水道事業④

○資産規模は、補助金、企業債等を財源に形成された、当該事業に係る資産の量を示すもの。

(単位:億円)

	S41		S61		H23	
		上水道を 1とした 場合の比率		上水道を 1とした 場合の比率		上水道を 1とした 場合の比率
下水道	2,243	0.29	197,704	1.62	685,434	2.39
上水道(法適簡水を除く)	7,763	/	122,302	/	287,305	/

※下水道資産については、毎年度の下水道事業全体の建設投資額をもとに45年・残存1割・定額法で減価償却を試算(S39~H23)

- H23における下水道事業全体の資産規模(推計)は68.5兆円となっている。
- S41時点で下水道と上水道を比較した比率は0.29であるところ、H23時点の比率は2.39となっている。
- 装置産業である下水道について、巨大な資産を適切に管理していくことが必要である状況。

普及率

下水道事業⑤

○普及率は、下水道の整備状況を表すもの。

	普及率 (%)			(H23下水道普及率の内訳) (%)	
	S41	S61	H23		
下水道	10	37	87.6	公共下水道(特環含む)	75.8
				集落排水施設	2.8
				浄化槽	8.8
				その他	0.2
				計	87.6
上水道(簡水含む)	72.3	92.1	96.9		

※下水道: S41及びS61は「下水道処理人口普及率」、H23は「汚水処理人口普及率」の数値
 ・「下水道処理人口普及率」・・・公共下水道、特定環境保全公共下水道の処理区域内人口/総人口(住民基本台帳人口)
 ・「汚水処理人口普及率」・・・下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラントの処理区域内人口/総人口(住民基本台帳人口)
 上水道: 給水人口/行政区域内人口

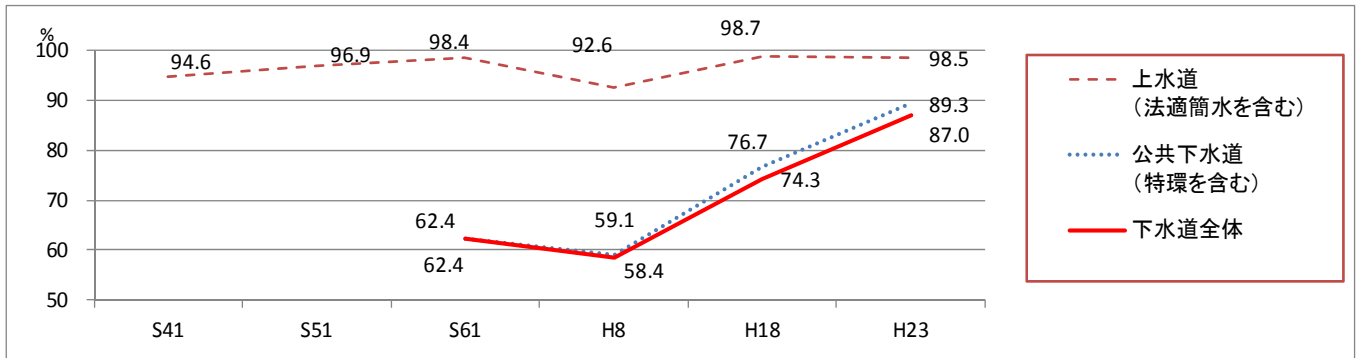
○S41時点における下水道の普及率は10%であるところ、H23における下水道事業全体の普及率は約88%となっている(上水道の普及率はS41で約72%、H23で約97%)。

経費回収率

下水道事業⑥

○経費回収率は、料金収入を汚水処理費（一般会計が負担すべき経費を除く）で除して算出している。

①経費回収率の推移



②H23経費回収率

公共下水道 (特環を含む)	農業集落排水施設	漁業集落排水施設	林業集落排水施設	特定地域生活排水処理施設	その他	下水道事業計	上水道 (法適簡水を含む)
89.3	50.1	39.8	29.0	59.2	47.9	87.0	98.5

○S61時点における下水道の経費回収率は約62%であったところ、H23における下水道の経費回収率は約87%となっている (S41時点の上水道の経費回収率は約95%)。

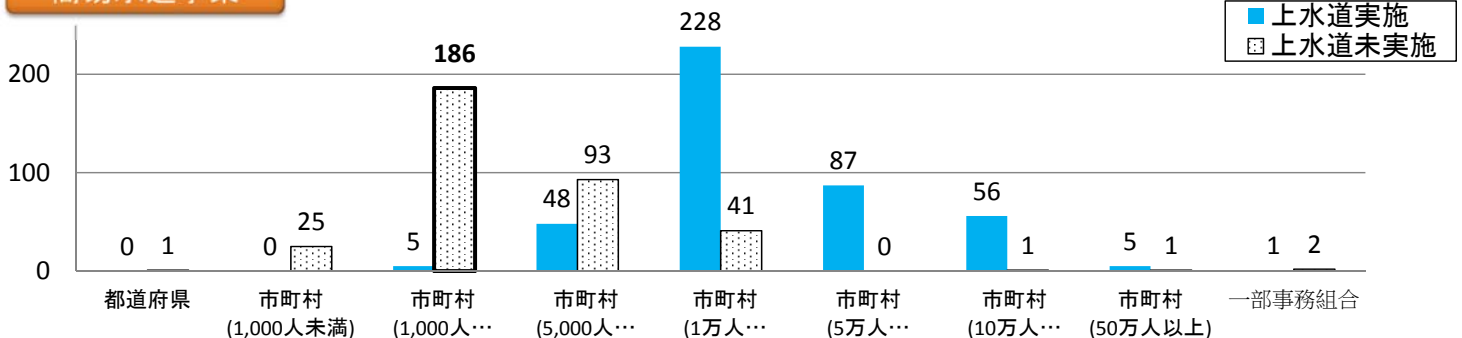
○近年、普及率の上昇・料金収入の増・金利の低下により、経費回収率は上昇してきているところ。

簡易水道事業の実施団体における上水道事業の実施状況

○簡易水道では約55%、下水道事業では約72%の団体において上水道事業を実施。

○いずれの事業においても、上水道事業未実施団体は、人口規模の小さい市町村に集中しており、特に、「人口1,000人以上5,000人未満」の市町村に多い状況。

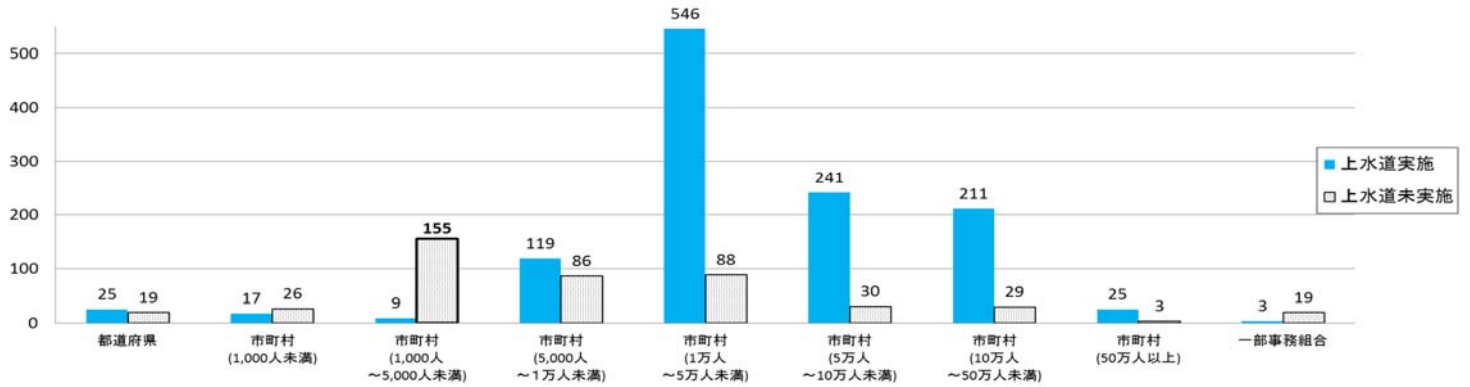
簡易水道事業



簡易水道事業	上水道事業の実施状況	都道府県	市町村							一部事務組合	合計
			1,000人未満	1,000人～5,000人未満	5,000人～1万人未満	1万人～5万人未満	5万人～10万人未満	10万人～50万人未満	50万人～		
実施	0	0	5	48	228	87	56	5	1	430	
未実施	1	25	186	93	41	0	1	1	2	350	
合計	1	25	191	141	269	87	57	6	3	780	
		0.1%	3.2%	23.8%	11.9%	5.3%	0.0%	0.1%	0.1%	0.3%	44.9%
		0.1%	3.2%	24.5%	18.1%	34.5%	11.2%	7.3%	0.8%	0.4%	100.0%

下水道事業の実施団体における上水道事業の実施状況

下水道事業



下水道事業	上水道事業の実施状況	都道府県	市町村							一部事務組合	合計
			1,000人未満	1,000人 ~ 5,000人未満	5,000人 ~ 1万人未満	1万人 ~ 5万人未満	5万人 ~ 10万人未満	10万人 ~ 50万人未満	50万人~		
			割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合		
実施	25	17	9	119	546	241	211	25	3	1,196	
	1.5%	1.0%	0.5%	7.2%	33.1%	14.6%	12.8%	1.5%	0.2%	72.4%	
未実施	19	26	155	86	88	30	29	3	19	455	
	1.2%	1.6%	9.4%	5.2%	5.3%	1.8%	1.8%	0.2%	1.2%	27.6%	
合計	44	43	164	205	634	271	240	28	22	1,651	
	2.7%	2.6%	9.9%	12.4%	38.4%	16.4%	14.5%	1.7%	1.3%	100.0%	

※団体数は、法適用事業・法非適用事業の合計(H23決算統計)

※市町村の人口は、平成23年度末の住民基本台帳人口

法適用事業を有する団体数と有しない団体数の分布(団体規模別)

- 総回答団体数2,052団体のうち、法適用事業を有しない団体数は495団体。(約24.1%)
- 人口1万人以下の市区町村については、265/476が法適用事業を有しない団体。(約55.7%)
- 人口1万人以下の市区町村のうち法適用事業を有しない団体の、非適用事業の数の平均は2.8であり、いずれの団体も簡易水道事業又は下水道事業のいずれかを実施。

【地方公共団体への意見調査結果より抜粋】

団体規模	回答団体数 A	法適用事業を有する団体数 B	割合 B/A	法適用事業を有しない団体数 C	割合 C/A	(非適用事業の数ごとの団体数)										平均事業数		
						1		2		3		4		5以上				
						団体数 D1	割合 D1/C	団体数 D2	割合 D2/C	団体数 D3	割合 D3/C	団体数 D4	割合 D4/C	団体数 D5	割合 D5/C			
都道府県・政令市 (都道府県・政令市を構成に含む一組を含む)	93	85	91.4%	8	8.6%	6	75.0%	2	25.0%									1.3
市区町村	人口1万人超	1,233	1,099	89.1%	134	10.9%	52	38.8%	40	29.9%	25	18.7%	8	6.0%	9	6.7%		2.2
	人口1万人以下	476	211	44.3%	265	55.7%	45	17.0%	76	28.7%	75	28.3%	35	13.2%	34	12.8%		2.8
一部事務組合 (市区町村構成のみ)	250	162	64.8%	88	35.2%	82	93.2%	6	6.8%									1.1
計	2,052	1,557	75.9%	495	24.1%	185	37.4%	124	25.1%	100	20.2%	43	8.7%	43	8.7%		2.3	

(参考)人口1万人以下の市区町村のうち簡易水道、下水道を実施している団体

団体規模	回答団体数	法適用事業を有する団体数	割合	法適用事業を有しない団体数	割合	1	割合	2	割合	3	割合	4	割合	5以上	割合	平均事業数
人口1万人以下	476	211	44.3%	265	55.7%	45	17.0%	76	28.7%	75	28.3%	35	13.2%	34	12.8%	
うち簡易水道又は下水道を実施している団体	460	195	42.4%	265	57.6%	45	17.0%	76	28.7%	75	28.3%	35	13.2%	34	12.8%	
うち簡易水道を実施している団体	350	106	30.3%	244	69.7%	35	14.3%	70	28.7%	70	28.7%	35	14.3%	34	13.9%	
うち下水道を実施している団体	395	185	46.8%	210	53.2%	10	4.8%	58	27.6%	73	34.8%	35	16.7%	34	16.2%	